

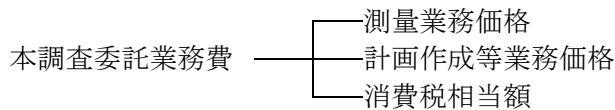
神奈川県水源林確保事業本調査委託業務積算基準

1 適用範囲

この神奈川県水源林確保事業本調査委託業務積算基準は、神奈川県水源林確保事業本調査委託業務実施要領 第2の事務を委託する場合に適用するものとし、同要領 第3の規定に基づき、設計積算の基準を定める。

2 本調査委託業務費

(1) 本調査委託業務費の構成



(2) 測量業務価格

ア 測量業務価格の構成及び構成費目の内訳

測量業務価格の構成及び構成費目の内訳は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）（以下「森林整備保全事業調査等積算要領」という。）第3部測量業務 第1章測量業務積算基準 1-2 測量業務費の測量業務価格の規定を準用する。

イ 測量業務価格の積算方式

測量業務価格の積算方式は、森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第1章測量業務積算基準 1-3 測量業務費の積算方式の規定を準用する。

(ア) 電子成果品作成費

原則として、森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第1章測量業務積算基準 1-3 測量業務費の積算方式 1-3-5 電子成果品作成費の規定により、電子成果品の作成費用を計上するものとする。

(イ) 外業に係る業務の割増

外業に係る業務の割増については、森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第1章測量業務積算基準 1-4 適用に当たっての留意事項 2の規定を準用することとし、歩掛割増の端数処理は、小数点以下第3位四捨五入第2位止めとする。なお、割増は、外業に係る直接人件費、労務費、機械経費、通信運搬費等、材料費及び精度管理費を対象とする。また、自動車下車地点から測量現場までの徒歩区間の時間は、次の計算によることを標準とする。

a 自動車下車地点から測量現場までの徒歩区間の時間[分]は、水平換算距離[m]を50[m /分]で除して求める。

b 水平換算距離[m]は、水平距離[m]と、点間の最高標高点と最低標高点の高低差[m]に6を乗じて得た値を加えて求める。

c 降車地点から最も近い点までと、最も遠い点までの2区間の平均値を採用する。

ウ その他

端数処理等については、神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）第4編 測量・設計・調査委託編第1部第1章第1節-4を準用する。

(3) 計画作成等業務価格

計画作成等業務価格の構成及び積算は、森林整備保全事業調査等積算要領 第5部計画作成等業務 第1章計画作成等業務積算基準 1-2 業務委託料の業務価格の規定を準用する。

ア 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、森林整備保全事業調査等積算要領 第5部計画作成等業務 1-2-2 業務委託料の積算において準用する同要領第4部設計業務 第2章設計業務の積算の留意事項 第2 電子成果品作成費の規定を準用するものとし、1 予備設計又は実施設計を標準とする。

イ 外業に係る業務の割増

外業に係る業務の割増については、第5部計画作成等業務 第1章計画作成等業務積算基準 1-3適用に当たっての留意事項 2の規定を準用することとし、歩掛割増の端数処理は、小数点以下第3位四捨五入第2位止めとする。なお、割増は、外業に係る直接人件費、労務費、材料費及び連絡車（ライトバン）運転費を対象とする。また、自動車下車地点から測量現場までの徒歩区間の時間の計算は、2-(2)-イ-(イ)の規定を準用する。

ウ その他

2-(2)-ウの規定を準用する。

(4) 単価

直接人件費に係る基準日額は、県が定める設計業務委託等技術者単価を準用するものとする。

その他積算に係る単価は、県が定める土木工事資材等単価及び森林整備設計単価を準用するものとする。

上記の単価が適用できないときは、出典根拠を明らかにし、別に単価を定め、使用することができるものとする。

(5) 旅費交通費

測量業務価格及び計画作成等業務価格の旅費交通費の価格積算は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計367号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費積算要領」という。）の規定を準用する。なお、原則として、通勤により業務を行う積算とする。

3 歩掛の適用及び留意事項

(1) 測量業務価格に係る歩掛の適用及び留意事項は次のとおりとする。

ア 打合せ協議

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第1打合せ等 1-1 打合せ協議を適用する。なお、打合せの回数は、業務着手時1回、中間打合せ3回、成果物納入時1回を標準とする。

イ 作業計画（区域測量）

神奈川県水源林確保事業水源協定林区域測量委託業務積算基準（以下「区域測量積算基準」という。）の作業計画の規定を準用する。

ウ 現地踏査（区域測量）

区域測量積算基準の現地踏査の規定を準用する。

エ 公図等の転写

区域測量積算基準の公図等の転写の規定を準用する。

オ 地積測量図転写

区域測量積算基準の地積測量図転写の規定を準用する。

カ 土地の登記記録調査

区域測量積算基準の土地の登記記録調査の規定を準用する。

キ 権利者確認調査（当初）

区域測量積算基準の権利者確認調査（当初）の規定を準用する。

ク 権利者確認調査（追跡）

区域測量積算基準の権利者確認調査（追跡）の規定を準用する。

ケ 区域確認（測量）

区域測量積算基準の区域確認（測量）の規定を準用する。

コ 区域確認

区域測量積算基準の区域確認の規定を準用する。

サ 水源林契約区域立会確認書作成

区域測量積算基準の水源林契約区域立会確認書作成の規定を準用する。

シ 面積計算（区域測量）

区域測量積算基準の面積計算の規定を準用する。

ス 区域測量実測図原図作成

区域測量積算基準の区域測量実測図原図作成の規定を準用する。

セ 変化率

上記ウからキまで及びケからスまでについて、区域測量積算基準の変化率の規定を準用する。

ソ 踏査選点（林況区分測量）

林況区分測量に先立ち踏査選点を行うものとし、森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第7山地治山等測量 7-3山腹工測量 7-3-3山腹工測量歩掛 1踏査選点を準用する。

歩掛の補正の適用は、総面積は2.0ha以上、山腹崩壊箇所数は1箇所、山腹傾斜は25°未満、山腹土質は土質よく危険なし、崩壊形態は凍上なだれ風食型を標準とする。

調査面積は、原則として区域測量の対象地の実測面積を計上する。

タ 林況区分測量

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第7山地治山等測量 7-3山腹工測量 7-3-4簡易山腹工測量歩掛（参考歩掛） 2簡易山腹平面測量を準用する。

区域測量等の成果をもとに林況区分を行う場合は、標準歩掛の70%とし、周囲測量のみの場合の規定を準用する。

歩掛の補正の適用は、総面積は2.0ha以上、山腹崩壊箇所数は1箇所、山腹傾斜は25°未満、山腹土質は土質よく危険なし、崩壊形態は凍上なだれ風食型を標準とする。

原則として、別途計画作成等業務において林況・植生調査を同時に計上し、林分の状況ごとに区分して測量するものとする。

調査面積は、原則として区域測量の対象地の実測面積を計上する。

チ 事業地明認看板の設置

事業地明認看板の設置の歩掛は、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）（以下「森林整備保全事業設計積算要領」という。）の第3編林道 第2道路付属施設の標識設置工の歩掛を準用する。

ツ 境界見出標柱の設置

境界見出標柱の設置の歩掛は、森林整備保全事業設計積算要領の第1編共通項 第6基礎工の人力杭打歩掛を準用する。なお、見出標柱の規格は60mm×60mm×1,200mmを標準とし、歩掛は、杭長1.2m、末口φ60mmを超え90mm以下、根入率70%未満を準用する。

テ その他

上記に定めるほか、業務の内容を勘案し、森林整備保全事業調査等積算要領その他の歩掛を準用することができるものとする。

(2) 計画作成等業務価格に係る歩掛の適用及び留意事項は次のとおりとする。

ア 林況、植生調査（林況区分測量）

森林整備保全事業調査等積算要領 第5部計画作成等業務 第2山地治山等調査業務（森林整備主体タイプ） 2-2-4 林況、植生調査を準用する。

対象面積による補正は、保安林整備を準用する。

ライトバン損料等を計上するものとし、日数は、技師(C)の外業日数を計上する。

地区数は、林況区分測量の対象の1団地（一体的に管理できる団地）を1地区として計上する。

イ 立木調査及び算定（毎木調査）

毎木による立木調査及び立木の評価算定は、次表の歩掛を標準とする。

立木調査及び算定（毎木調査）（1ヘクタール当たり）

名称	外業	内業		備考
	調査	図面等	算定	
主任技師	—	—	0.40	(削除)
技師(B)	2.99	0.70	0.70	(削除)
技師(C)	2.99	4.70	1.80	(削除)
技術員	2.99	—	1.50	(削除)
材料費	—	—	—	直接人件費の7%
ライトバン損料等	2.99	—	—	2.99日

備考1. 図面等には資料整理及び数量計算を含む。

備考2. 立木評価を行う場合に「算定」を計上する。

ウ 林分調査及び算定（標準地調査法）

標準地調査法による林分調査及び立木の評価算定は、次表の歩掛を標準とする。

林分調査及び算定（標準地調査法）（10箇所当たり）

名称	外業	内業		備考
	調査	図面等	算定	
主任技師	—	—	0.08	(削除)
技師(B)	0.60	0.14	0.14	(削除)
技師(C)	0.60	0.94	0.36	(削除)
技術員	0.60	—	0.30	(削除)
材料費	—	—	—	直接人件費の7%
ライトバン損料等	0.60	—	—	0.60日

備考1. 図面等には資料整理及び数量計算を含む。

備考2. 立木評価を行う場合に「算定」を計上する。

オ 林分調査及び算定（四分角法）

四分角法による林分調査及び立木の評価算定は、次表の歩掛を標準とする。

林分調査及び算定（四分角法）（100箇所当たり）

名称	外業	内業		備考
	調査	図面等	算定	
主任技師	—	—	0.24	(削除)
技師(B)	1.87	0.44	0.40	(削除)
技師(C)	1.87	2.72	1.24	(削除)
技術員	1.87	—	0.60	(削除)
材料費	—	—	—	直接人件費の7%
ライトバン損料等	1.87	—	—	1.87日

備考1. 図面等には資料整理及び数量計算を含む。

備考2. 立木評価を行う場合に「算定」を計上する。

カ ライトバン損料等

ライトバン損料等は、旅費交通費積算要領 5 旅費交通費の積算 (5) 交通費 ⑤ライトバン損料等の規定を準用するものとし、供用 1 日当たりの場合は、次表を標準とする。

なお、通勤により業務を行う場合の 1 日当たり運転時間は、旅費交通費積算要領 5 旅費交通費の積算 (2)-①-アの規定に基づき、片道通勤所要時間 1 時間を標準とする。また、通勤補正の対象とする。

ライトバン損料等 (供用 1 日当たり)

名称	単位	数量	単価	摘要
ライトバン時間損料	時間	(2.0)		運転 1 時間当たり損料 (9 欄)
ライトバン日損料	日	1.0		供用 1 日当たり損料 (11 欄)
ガソリン	リットル	(<u>5.4</u>)		$\frac{2.7(\text{円}/\text{h}) \times 2(\text{h}/\text{日})}{0.049(\text{円}/\text{kW} \cdot \text{h}) \times 56(\text{kW})} = \underline{5.4}(\text{リットル}/\text{日})$ $\frac{0.049(\text{円}/\text{kW} \cdot \text{h}) \times 56(\text{kW})}{2.7(\text{円}/\text{h})} = \underline{0.049}(\text{リットル}/\text{h})$ 片道 1.0(h) $\times$ 2(往復) = 2.0(h/日)

注 運転労務は計上しない。

附 則

この基準は、平成30年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。